

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者を対象として、その事業活動におけるデジタル技術の活用に関して必要な知識を修得させるための講習会（以下「講習会」という。）を開催するものに対し、その開催に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、中小企業者が社会経済情勢の変化に対応し、デジタル技術を活用した経営課題の解決に取り組むことを促進し、もって中小企業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者であつて、市内に事業所、事務所等を有するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金（第4号を除き、以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する講習会を開催する事業とする。

- (1) 3以上の中小企業者を受講者として実施するものであること。
- (2) 受講者が自らデジタル技術を実地に体験することを通じて必要な知識を得られる方法で実施するものであること。
- (3) 専ら営業活動を行うことを目的として実施するものでないこと。
- (4) 本市から他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、講習会を開催するものであつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般社団法人大津市商店街連盟
- (2) 市内の商工会議所及び商工会
- (3) 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。）その他の中小企業者等が協同して事業活動を行うために組織した団体（市内に主たる事務所を有するものに限る。）
- (4) 3以上の中小企業者で構成されたグループ（前号に該当するものを除く。）の代表者
- (5) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者（同項第4号に掲げる補助対象者にあつては、その全ての構成員）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者
- (2) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者
- (3) 市税及びその延滞金等を滞納している者
- (4) その他補助金の目的に照らし、市長が適当でないとする者
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費（次に掲げる者以外の者との契約に基づき生じる経費に限る。）とする。

- (1) 補助対象者を構成する者
 - (2) 前号に掲げる者と次に掲げる関係にある者
 - ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係
 - イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係
 - ウ ア又はイと同視しうる関係
- （補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助対象事業の実施により生じた収入を控除して得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が300,000円を超えるときは、300,000円とする。

（交付申請書）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 市内に事業所、事務所等を有することを確認できる書類
- (6) 申請者が第4条第1項第4号に掲げるものに該当する場合にあっては、共同申請団体一覧表（様式第5号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、市長が別に指定する受付期間内に行わなければならない。

（決定通知書）

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）又は大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認申請書（様式第10号）又は大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第11号）とする。

2 前項の承認申請書には、第7条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第12号）若しくは大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第13号）又は大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第14号）若しくは大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業実績報告書(様式第16号)とする。

2 前項の実績報告書(以下「実績報告書」という。)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第17号)
- (2) 収支決算書(様式第18号)
- (3) 補助対象事業の経費支出に係る領収書等の写し(明細の分かるもの)
- (4) 補助対象事業の開催状況が確認できる写真等の資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助対象事業の補助年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金確定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付請求書(様式第20号)とする。

2 前項の交付請求書には、振込先金融機関の通帳の写しを添付しなければならない。

(一括又は分割による交付請求書)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付請求書(様式第21号)とする。

2 前項の交付請求書には、振込先金融機関の通帳の写しを添付しなければならない。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定取消通知書(様式第22号)により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金返還通知書(様式第23号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後10年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。